

第二十四回国会  
議院

## 地方行政委員会議録 第五十号

(八一〇)

昭和三十一年五月二十八日(月曜日)  
午後二時三十五分開議

出席委員

委員長代理

理事龜山 孝一君 理事永田 亮一君  
理事吉田 重延君 正君 加藤鏡五郎君  
青木 喬樹君 木崎 茂男君  
唐澤 緑織彌三君 櫻内 義雄君  
瀧尾 平野 三郎君 堀内 一雄君  
森 清君

出席國務大臣

國務大臣 太田 正孝君

出席政府委員

鉢木 俊一君

委員外の出席者

角田礼次郎君

総理府事務官  
(自治行政部長) 宮沢 弘君

小林與三次君

総理府事務官  
(自治行政課長) 鈴木 俊一君

太田 正孝君

同(福井盛太君紹介)(第二二三八六号)  
同(笹本一雄君紹介)(第二二三八七号)  
同(江崎真澄君紹介)(第二二四〇八号)  
同(江崎真澄君紹介)(第二二四〇九号)  
同(神田博君紹介)(第二二四一四号)  
同(江崎真澄君紹介)(第二二四五号)  
同(江崎真澄君紹介)(第二二四一五号)

群馬県の凍霜害に伴う普通交付税の  
繰上交付等に関する請願(長谷川四  
郎君紹介)(第一二三八五号)  
地方債証券公庫設置の請願(神田博  
君紹介)(第二二四〇八号)  
国有鉄道等に対する固定資産税課税  
に関する請願(緑織彌三君紹介)(第  
二四一〇号)

委員長徳田與吉郎君、中嶋太郎君及び  
丹羽兵助君辞任につき、その補欠と  
して加藤鏡五郎君、青木正君及び平  
野三郎君が議長の指名で委員に選任  
された。

同日

委員加藤鏡五郎君及び平野三郎君辭  
任につき、その補欠として徳田與吉

郎君及び丹羽兵助君が議長の指名で  
委員に選任された。

昭和三十一年度から昭和三十五年度  
までに償還すべき元金償還金がある  
地方債の元金償還金の償還等の特例  
に関する法律案(北山愛郎君外十名  
提出、衆法第六一號)

提出、衆法第六一號)

町村合併促進法の一部を改正する法  
律案(北山愛郎君外十名提出、衆法  
第六三號)

提出、衆法第六二號)

新市町村建設促進法案(内閣提出第  
一三四號)(參議院送付)

付)

本日の会議に付した案件

地方公務員法等の一部を改正する法  
律案(内閣提出第五四號)(參議院送  
付)新市町村建設促進法案(内閣提出第  
一三四號)(參議院送付)

付)

本日の会議に付した案件

地方公務員法等の一部を改正する法  
律案(内閣提出第五四號)(參議院送  
付)

付)

本日の会議に付した案件

聞きましたが、次の通常国会には提案したいという段取りにおきまして、事を進めておるよう聞いておりま  
す。

○亀山委員 そこで停年制という問題は、大臣がお答えになりましたが、いろいろの意味で非常に論議のある問題です。これは地方公務員に当然限定期制を設けようという御趣旨は、今までありますけれども、一体停年制を設けようとお示しを願いたいと思ひます。

が行政というものを、特に地方行政を常に新しく常に活発に、しかも仕事の多い地方政府をなめらかに、早く功績の上の上るようにしていく」という意味で、通俗に申します新陳代謝がこのねらいであると申し上げたいのでございます。

○鶴山委員 今大臣は、停年制は新陳代謝を促進するという御答弁、まことにござつたとも思いますが、世間ではこれをどうも行政整理の一つであるように考えておるのでありますけれども、その点はどういうようにお考えになつておりますか。

○本田国務大臣 行政整理というのには、一つの財源を生み出すために役所の人に仕事から引退を求めるところでございますが、新陳代謝はむしろ役所の機構を新たにして、生々発展的なものにしたいというのが目的でございまして、経費の点からのみ考へた行政整理とは趣旨におきまして、目的において違つておるのでござります。ただ最初のときを見ますと、人が減るという意味におきまして行政整理のように思わ

れますが、行政のために実は息を吹き込むというところに、この停年制の意味があるのでございまして、切りっぱなしでやつて、こうという意味ではございません。

○亀山委員 結局停年制と言えば、ある一定年令に達すれば、そこでやめるということになるのですが、若干年ありますし、ある程度の年令以上になりますても、ずいぶん練達な人もあるのですから、どうもその点で能率的に考えれば停年制という問題は、非常に批判のある問題だと思いますが、その点はただ清新の気を吹き込むという点も確かにおっしゃる通りありますけれども、清新のために事務能率というものを阻害し、あたら有能の才ある者を一定の年令以上になればやめさせるという点についての批判があるようになりますが、いかがでしょう。

○本田国務大臣 後人の種類にもいろいろお仕事の関係がございますので、一律には申し上げることができないと思いますが、今申されたような能率の下るというようなこととの万々ないようになりますが、今年令が非常にふえてきた、そうちにも年令が非常にふえてきた、そういう問題につきましては若年停止の恩給関係というようなことも考え方ながらぬ。また仕事の種類によつても考えなければならぬと思います。しかし金だけ浮かすという意味でなく、もちろん今申しました新しいお方も採用するという、能率を上げていくこと、意味において、私どもはやむを得ないことであると考えております。しかしながら、余人をもつてかえがたいというような場合におきましては、いずれは条例に

よって定め得るでございましょうが、特別な考慮も払うべきことは当然でありますからと存じ上げます。

○亀山委員 そこで長官は一体この停年制は、男女何才ぐらいというようをおつりでありますか。先般この参考人として新潟県知事が——私は久慈いたしておりましたけれども、北山委員から伺いますと四十五才で云々といふような話があつたというので、非常にわれわれも驚いておるのですけれども、一つこの際男女何才ぐらいを長官はお考えになり、同時にこういう点を条例に表わすように御指導なさるおつもりか、ちょっとお伺いしたい。

○太田国務大臣 停年制をしく場合の基準として、最も重要な問題であろうと思います。私は速記録も読まず、はなはだ怠ったわけでございますが、新潟県知事が四十五才と言つたのは、どうも私は寸法が合いません。御案内の通り実業界の一般的のケースは五十五才と私は見ております。それから国家公務員関係の特別な職にある者については、いろいろあるのであります。あるいは裁判官あるいは大学教授などありますが、最も低いところは防衛厅の関係であつたと記憶いたします。防衛厅関係では三十五才になつております。そういうふうにばらばらではございますが、一般的に見ますとやはり五十五才というものが常識的なところではえなければならぬのではないか、だいぶ衛生状況あるいは医学の発達のために命も伸びてくるような状況でござりますので、この点も考えなければ

ならぬ。但し他の一面において人口が増加していく、そして失業者ながらも増えるという大きな労働政策の建設から考へなければなりませんか、どうも十五才というのはふに落ちぬところでござります。もし標準を言えば、現状においては五十五才という財界などとつてゐる線が、普通の考え方ではなきいかと思いますが、将来のことを考へますと、もう少し伸びるじゃないか、もう少し上の年までいいじゃないかとも思います。けれどもこの問題は人口問題の一一番根本にも触れる問題でございますから、いろいろな点を考えなければならぬが、どうも四十五才といふ説には、私はどうしても納得がいきません。少くとも五十五才が現状の常識ではないか、私はかように考えております。

は固く守らなければならぬと思いま  
す。

○亀山委員 今女子に対しては四十五才ではない、男女ともに五十五才とい  
うことを伺いましたて、非常に安心いた  
しました。実は先ほどもちょっと申し  
上げたように、女子の職員に対しては  
四十五才で停年というようなうわさが  
飛んでおりますために、御案内によ  
るな女子家庭の方々あるいは遺族で子供  
を抱えているような人々といふものは、  
非常に心配をしておりまして、われわ  
れのところにもいろいろな手紙をよこ  
しておりますが、お言葉のように男女  
ともに五十五才が原則ということは、  
私はけつこうだと思ひます。ただそ  
ういう誤解のありますことを、一つよく  
頭にお入れ願いたいと思います。  
そこでこの問題について、あともう  
少し申し上げたいと思いますが、昨年  
でありますか、停年制の問題につい  
ては学校教育の問題で、文部省当局から  
非常に反対がありましたて、遂に出し得  
なかつた問題ですが、今回は文部省当局  
はこれで御了解になつたのでございま  
しょうか。その点をちょっとお伺いし  
たい。

○太田国務大臣 清瀬文部大臣と私の  
話し合いの中においては了解しておる  
のであります。すなわち文部省と自治  
庁との関係におきましては、了解して  
おるわけであります。

○亀山委員 そこで今停年制をしかれ  
ますというと、結局相当年齢になつて  
新たに就職した者、ことに御案内の引  
揚者の方々は、内地に帰らてから就職  
されたために、停年制までわざかしか  
ない。しかも恩給はつかぬ。共済制度  
の恩典にも浴しないというようなこと

もありますので、この停年制と恩給制度あるいは共済制度との関係は、どういうふうにお考えになりますか、一つお伺いしたい。これは行政部長でけつこうです。

小林市女郎長こそつこ  
例を作ることを期待いたしておりま  
す。また必要ならば、そういう趣旨の  
指導もある必要があるのではないか、  
こういうふうに考えておるわけでござ  
ります。

○小林(異)政府委員 その点を一つ聞きたいと思いま  
す。

そういう特殊な問題を頭に入れるということは私は達じやない、こういうふうに存じております。

う点を慎重に考慮してもらうことを、立法の方針といたしているわけあります。

○小林(異)政府委員 私より、ちよとかわって御説明申し上げます。実は

◎喜山義典 小林行政吉長はその点についてお伺いしたいのですが、お説の  
ように今の一時年制の規定の次に「前項  
の停年制を定めるに当つては、職員の  
職の特殊性並びに退職年金及び退職一  
時金の制度との関連について……」と

いたが、たゞ文句でござる。要するに、一つ考慮していただきたいということを、私はお願ひ申し上げます。

が、和らぎの矢張りの矢張りが、人間の心に、けれども、ある公立病院の皿洗い、これは相当年命ですが、その病院の従業員では一番高給を取っている。その人は六十才を越えておりますから、停年になるわけだが、それをやめれば、若

うので、今の二十八条の停年制の改正規定の規則に一項をつけて加えまして、前項の停年制を定めるに当つては、退職年金及び退職一時金の制度との関連について適當な考慮が払われなければならないと、職員の職の特殊性の問題とともに、退職年金制度との関連についての関係を十分に考慮すべきものといたしてあるのです。それが一

書いてある、これはもう少し具体的に  
言われると、どういうことになるので  
すか。つまり五十五才になつても、退  
職年金に達していないものは、退職年  
金まで延ばしてもいいということな  
んですか、その点を一つお伺いし  
たい。

○小林(異)政府委員 今おっしゃいま  
したのは、まさしくこの法律上予想し  
ております職員の職の特殊性といふも  
のについての考え方でございまして、  
一般行政職に属する人とか、それから  
単純労務に属する人とか、あるいは特  
ゆる普通労務者、たとえばわれわれの  
ところにも東京都の清掃関係の人など  
から陳情されるのですが、ほんとうに  
お氣の毒です。それはどういうふうに  
お考えになりますか。

が、和とちの矢知てしる事例がんこで、けれども、ある公立病院の皿洗い、これは相当年令ですが、その病院の従業員では一番高給を取っている。その人は六十才を越えておりますから、停年になるとわざだが、それをやめれば、若い者が三人雇えるらしい。そういう実例を見ると、なるほど停年制も必要だと思ふ。本人はやめたい意思がないんだから。そこでその人が、もしもやめると一家が困る。そこで若い人と同じようく減給に甘んずる。それで若い人を雇ってくれてもいい。つまり若い者並みの月給で、自分は職を続けていきたいというような希望のある場合は、

つには先ほど停年を幾つにするかとい  
う問題で、長官の方から五十五才が當  
識じやないかとおっしゃいましたの  
も、いわゆる若年停止がそういう点に

かれは一般的な職員構成との相対的な偏りを察で行くよりしうがない。一般的の原則としては、一般的にそういう退職年金が発生することを頭に置いてまず考

殊な専門的な技能を職とせられる人と  
か、そういう方がおられるだらうと思  
います。そういう人は、必ずしも一般  
行政関係者と一緒に扱うことはできぬ

レア・ケースだと思いませんけれども、そういうことはどうお考えになりますか。

える。それからその特殊なそういう年令構成の集団で、非常にたくさん入ってきて、それを一時はどうこうすると、ということは、人事の運用上非常に適正

だらうと思います。ところによつては、いなかの学校の小便さんやなんかは、年とつたつて一向にかまわぬし、また年とつた人でなくちや、ななかか人を導うらぬ」ということもあり導るこ

うつらしいのですが、たとえば三万円も  
いいわけです、それで自分も一円円に  
減俸になつてもかまわぬ、こういう事  
件に見られます。そう、いままで

を矢く場合もあり得たろうと思ひます。そういうときには、年令層等を考えて、たとえばその恩給に達するまでと言えば、長過ぎることもあるかもしれない。あるは数年だすの幅でござま

とでありますし、都会地におきまして  
もそういう事態がありまして、そうい  
う人たちにつきましては、特別の配慮  
というものがあつていいじゃないか。

も考えられぬわけでもありません。そういう場合、一つの考え方は、停年で三万円なら三万円で一応やめまして、そうすれば三万円を基礎とした退職金

たるところが、問題となるべきではないか。引揚者の問題は、団体によりましては全然問題にならぬところがありますし、団体によつては相当問題になるところもあります。まして、それぞれ実際の必要に応じて、この法律の趣旨を考えて適切な条

きがつくかもしれない。そこらは實際に即して考えていいんじゃないか、こういうふうに存じております。

○龜山委員 そうすると、条例で書く場合はどういうふうに書けば、自治厅は御満足行くような条例と思われる

ものによってははすことも考えられれば、ものによっては年令で特別扱いをする、一般が五十五才なら、そういうものは六十才とか、そういう配慮もそれぞれ実際に即してできるようだ、条例では自由裁量とともに、そういう

がもらえるわけですから、あとはさしあたり一万元がそちらで使つてもらいたいというなら、あるいは雇用関係を切りかえ、そうしてもう一ペん安い月給で養うということも考えられます。だらうと思います。そのかわり今まで



まだいろいろあとで申し上げるかしないませんが、北山さんがいろいろ質問の準備をしておられますから、今度は委員長席からの質問に譲りまして、私はこの程度で終ります。

○北山委員長代理　どうもこの席から質問するのは、あまり適当でないものですが、今の中間問題に関連して、一つだけお伺いしておきたいと思います。政府としてはこの際、地方公務員の停年制法案をやりたいというようなことで、今度法案を出してきたわけですが、もしもこの停年制をしくことになれば、かりに五十五才以上ということになれば、どの程度の数の人たちがこれに該当するか。それから実際問題として各団体で実施された場合には、そのうちどの程度の人がこの停年制によって退職をする結果になるかということについてのお見通しは、どうでありますか。

○小林(興)政府委員　年令は幾つになるとお知りませんが、かりに資料として五十五才以上、それから六十才以上に分けまして、職員数をお配りいたしましたのでございます。それを見ますと、五十五才以上の一般職員は四万三千人都道府県市町村を通じておられます。六十才以上になりますと一万六千人一般職員についておられます。それでわれわれの考えは、この停年制を施行してどれだけ該当するかという問題でございますが、すべての市町村が全部この条例を作るとは必ずしも考えておりません。年令構成上そういう必要が特に強いところはやるだらうと思ひますが、そうでないところは必ずしもやらぬのではないかと見ております。さらには年令も最低限度五十五才とわれわれ

は考えておるのでござります。果してそれでやるかもと上でやるかといふ問題もございまして、現在のところ本当に条例を作つて、何人これに該当するかといふ数字の予測がつけかねるのが実情でございます。一応それに該当する年金者の数字だけは、御参考までに資料としてお配りいたしたようなを第一でござります。

○北山委員長代理 停年制についていろいろな問題があると思うのです。が、ただいままでの亀山委員との質疑応答をお伺いして、政府側の答弁の内容についてお伺いするのですが、どの程度の年令が適当であるとか、その他いろいろのお話がありましたけれども、ただそれを今の政府側の御意向によつて、各団体の条例をしばるといふ保証はどこにもないではないか。先ほど小林行政部長の話にもありましたけれども、政府としてはそういうふうな大体の意向である。しかしそれぞの団体が、かりに五十才あるいは四十五才というような条例を出しても、それは現在おされておる政府の法律案によつては、違法だということは言えないといふ結果にならざるを得ないと思うのですが、一体これに対する救済は、どういうふうにお考えになつておるか承わりたい。

○小林(興)政府委員 今のお話しでございますが、われわれの考え方では、時に「停年制を定めるに当つては、職員の職の特殊性並びに退職年金及び退職一時金の制度との関連について適當な考慮が払わなければならぬ」といふ規定を入れたわけでございまして、この条文の趣旨に違反するとなれば、違法の問題が生ずるのではないか。こ

直りは十分な考慮が払われ、まさか四五年才というような条例は作らないと思いませんが、そういうものを作つたとすれば、こういうものは十分な退職年金制度との関連に適当な考慮を払つたものとは言えないのです。そして、そういうものはこの条文から見ましてもむしろ法律に違反しておるということになりますが、当然言えるだらうと思います。そぞういうような法令に明らかに違反したような条例の制定などは、私は事実上あり得ないし、そういうことがかります。これは知事の一存でできるわけではありません。これは法律違反として、こちらの方からも反省を求めて再考慮をさせなくてはならないと考えております。これは知事の一事でできるわけではありませんのでありますから、そういう自主立法においてそれほど法令に違反するような妙な事態が起るということは、ありようがないと考へておるでござります。

題になるもので、幾つくらいなら考  
えを払ったかという問題になると、多  
くはデリケートな問題になりますが、か  
なり四十才ということになれば、法  
の解釈問題ですから常識的に解釈す  
るよりほか、しようがないと思いま  
すが、客観的に適当な考慮が払われた  
のと見えない事態が、当然あるだろ  
うと思うのでござります。それからこ  
とは公務員法の一般精神から申しまし  
も、公務員法の五条でございますが、こ  
の場合でも、ただしその条例はこの法な  
どの精神に反するものであつてはなら  
ぬといふ規定を明瞭に入れておりま  
して、公務員法の精神をあくまで順  
として、自主的な条例を作るべきことと  
いいう規定を明瞭に入れておりま  
すが、さあ、その精神に反する  
反せぬかということが非常に顕著な場  
合につきましては、当然明白な判断が  
要求しておるのでござります。それで  
ございますから、その精神に反する  
八才であるかということになれば、こ  
れは必ずしも直ちにそうだという論証  
はできぬだらうと思います。それはす  
で五十五才が五十三才であるか、五十  
程度問題でございまして、常識で考  
えられぬような程度にいけば、当然にこ  
の法律の条文に違反するといふこと  
は、当然に言えることではないかと申  
うのでござります。

としてと言うのですが、何もそんなことは、大体のところはあるかもしないが、ないのではないか。そういう議論からは、四十五才が違法だといううえで、どうも当然には出てこないと思う。実際にこの法律が実施になつた場合に、各団体がいろいろな年限をつけた場合に、それは違法だといふことができる。今まで小林さんがよく言われるよう、適当ではないが違法ではないというようなことになるのではないか。今まで地方公務員法等の解釈についても、その文言が非常に抽象的なために、実にあいまいなわけです。そういう点からするならば、そういうふうな政府のお気持であるならば、この地方公務員法の改正案の中に、なぜある程度具体的にその条項として入れなかつたのか、その点を重ねて伺いたいと思います。

○小林(興)政府委員 それはごもっともでございます。違法であるかないかという問題は、判断の問題に帰する場合が相当多いことは、事実でござります。それは結局程度問題でもありますとともに、その程度が極端にいけば違法性があると認定される場合も、当然に出てくるだらうと思うでござります。しかし一面におきましては、地方公務員法全般の法律体系といふのを考えながら、その体系に合うよう問題をきめる必要がある。地方公務員法は、はつきり書いたらしいじゃないかというは軍々御議論のあるところでありますて、そういうこともわれわれいたしましては考えるだけのことは考える必要があると思つたわけでござります。

員法はもともと全体の体系が、この地方公務員に関する一般的な根本的な基準を定めることにいたしまして、あとはみな自主的な判断にまかしておるのをございます。それは今問題になりまして問題だけでなしに、たとえば給与の条例などにつきまして、そういう問題になつておりますし、それから分限とか懲戒などの問題につきましても、みなそういう問題になつておるのをございまして、それぞれの団体の内部の問題、職員構成とか職員の運用という問題は、団体内部の本来の、何と申しますか、国有事務と申しますか、そういう問題でござりますから、団体として自主的に決定するという基本の方針だけは貰く必要があるのじやないか。しかしながらその基本の方針を貫くにしろ、国の立場から、一般的な基準といふか考え方といふものを明らかにしておきまして、その精神にのつて定めるという体系でいくことになりますが、公務員制度の基本的な考え方になつておりますので、今度の場合におきましても、それに従うことによつたのでござります。

先ほど亀山委員からもお話をありましたが、実はこの前われわれが考

えたときには、單に条例で職員の停年制を定めることができるという道を開くことだけを考えようじゃないかとおつたときには、單に条例で職員の停年制についての考慮を払うというけれども、その後、今北山委員のおしゃいましたようないいんの論議もつりますし、それで特にこの特殊性と退職年金制についての考慮を払うといふ規定を入れることによりまして、そして文部省その他の関係方面とも話をつけたのでござります。まずわれわれと

はみな自ら的な判断にまかしておるのをございます。それは今問題になりまして問題だけでなしに、たとえば給与の条例などにつきまして、そういう問題になつておりますし、それから分限とか懲戒などの問題につきましても、みなそういう問題になつておるのをございまして、それぞれの団体の内部の問題、職員構成とか職員の運用と申しますか、国有事務と申しますか、そういう問題でござりますから、団体として問題だけでない方策だらう、

才以上とか何とか書くことは、千差万別の団体につきまして行き過ぎがあつたのであります。

いろいろふうに考えたのでございま

す。

○亀山委員 関連して。今の北山さん

の御質問はごもっともと思うのです

が、もしもこの法案が通つて、条例で

あまりに非常識なような場合に、お話しには修正案を次の国会に政府は出されますか、その点を一つ……。

○小林(異)政府委員 これはごもっともございまして、かりに自主的に非

常に非常識なめちゃなことをやる、だ

れが見ても、全体の公務員制度の運営

を考えて、あるいは職員の利福を考えて、立法的措置を講じなければ救済の

しようがない、こういうことになれば、われわれいたしましてその責

任上、当然必要な考慮を払わなくちや

ない、こういうふうに存じます。

○亀山委員 そうするとその場合に、

やはり、われわれいたしましてその責

任上、当然必要な考慮を払わなくちや

ない、このように思ひます。

○北山委員長代理 もう一つだけ、

ちょっと大臣にお伺いしておきます

が、ただいまのお話は、大体においてう

まくいくだらうと思うけれども、まず

い場合も出てくるかもしれないといふ

ようなお話で、その際には修正する、

まくいくだらうと思うけれども、まず

い場合も出てくるかもしれないといふ

○亀山委員

新市町村建設促進法につ

ましたときに作った計画は、早々の際

にしますれば、未合併問題がございま

つお話し願いたいと思います。

ございます。

うものを主にしてお願ひしたつもりで

いて、一つお伺いしたいと思います。

これはこの前の委員会で、北山委員と

当局といろいろ論議されたのですが、

あの当時北山委員及び中井委員の御意

見は、結局現行の町村合併促進法はこ

の九月末日で切れるが、これを延ばし

たらどうだ、これを延期してやつたら

どうだ、新たにこういう立法をせぬで

もいいじゃないか、こういう御意見で

あつたように思います。これは北山、

中井両委員とも強い御主張であったよ

うに思ひます。これに対して当局

のものとはつきした説明をお伺いし

たいのです。

○太田國務大臣　はなはだ恐縮でござりますが、私、その速記をまだ見ておりませんでございますが、われわれが今回合併促進法を九月で切つて、新たに建設促進法をもつてせんとする立場を申し上げれば、御了解できるかと思ひます。なるほど現在合併促進法の中においても、国その他の協力援助の規定もござります。また残った未合併のものをやつていなければならぬ問題もあります。ただこれを引いて、いかにも非難的ではないか、こういうものをやつていかなれば第一段と私は考へ、さらに合併したもの、どうやつたならば、それでいいではないか、こういうふうに考へられる面もござりますが、実は合併という事柄を第一段と私は考へ、さらに合併したもの、どうやつたなら、していくかということを二段に考へるという考え方でございました。もちろん未合併の問題は別といたしまして、すでに合併したもの、どうやつたなら、すでに合併ができるかという問題をすが、何といったしましても合併いたし

ました。これは、結局現行の町村合併促進法はこの九月末日で切れるが、これを延ばしたらどうだ、これを延期してやつたらどうだ、新たにこういう立法をせぬでもいいじゃないか、こういう御意見であつたように思ひます。これは北山、中井両委員とも強い御主張であったようになります。これに対して当局のものとはつきした説明をお伺いしたいのです。

○太田國務大臣　はなはだ恐縮でござりますが、私、その速記をまだ見ておりませんでございますが、われわれが今回合併促進法を九月で切つて、新たに建設促進法をもつてせんとする立場を申し上げれば、御了解できるかと思ひます。なるほど現在合併促進法の中においても、国その他の協力援助の規定もござります。また残った未合併のものをやつていなければならぬ問題もあります。ただこれを引いて、いかにも非難的ではないか、こういうふうに考へられる面もござりますが、実は合併という事柄を第一段と私は考へ、さらに合併したもの、どうやつたなら、それでいいではないか、こういうふうに考へられる面もございました。もちろん未合併の問題は別といたしまして、すでに合併したもの、どうやつたなら、すでに合併ができるかという問題をすが、何といったしましても合併いたしました。これは、結局現行の町村合併促進法はこの九月末日で切れるが、これを延ばしたらどうだ、これを延期してやつたらどうだ、新たにこういう立法をせぬでもいいじゃないか、こういう御意見であつたように思ひます。これは北山、中井両委員とも強い御主張であったようになります。これに対して当局のものとはつきした説明をお伺いしたいのです。

○太田國務大臣　はなはだ恐縮でござりますが、私、その速記をまだ見ておりませんでございますが、われわれが今回合併促進法を九月で切つて、新たに建設促進法をもつてせんとする立場を申し上げれば、御了解できるかと思ひます。なるほど現在合併促進法の中においても、国その他の協力援助の規定もござります。また残った未合併のものをやつていなければならぬ問題もあります。ただこれを引いて、いかにも非難的ではないか、こういうふうに考へられる面もござりますが、実は合併という事柄を第一段と私は考へ、さらに合併したもの、どうやつたなら、それでいいではないか、こういうふうに考へられる面もございました。もちろん未合併の問題は別といたしまして、すでに合併したもの、どうやつたなら、すでに合併ができるかという問題をすが、何といったしましても合併いたしました。これは、結局現行の町村合併促進法はこの九月末日で切れるが、これを延ばしたらどうだ、これを延期してやつたらどうだ、新たにこういう立法をせぬでもいいじゃないか、こういう御意見であつたように思ひます。これは北山、中井両委員とも強い御主張であったようになります。これに対して当局のものとはつきした説明をお伺いしたいのです。

○太田國務大臣　はなはだ恐縮でござりますが、私、その速記をまだ見ておりませんでございますが、われわれが今回合併促進法を九月で切つて、新たに建設促進法をもつてせんとする立場を申し上げれば、御了解できるかと思ひます。なるほど現在合併促進法の中においても、国その他の協力援助の規定もござります。また残った未合併のものをやつていなければならぬ問題もあります。ただこれを引いて、いかにも非難的ではないか、こういうふうに考へられる面もござりますが、実は合併という事柄を第一段と私は考へ、さらに合併したもの、どうやつたなら、それでいいではないか、こういうふうに考へられる面もございました。もちろん未合併の問題は別といたしまして、すでに合併したもの、どうやつたなら、すでに合併ができるかという問題をすが、何といったしましても合併いたしました。これは、結局現行の町村合併促進法はこの九月末日で切れるが、これを延ばしたらどうだ、これを延期してやつたらどうだ、新たにこういう立法をせぬでもいいじゃないか、こういう御意見であつたように思ひます。これは北山、中井両委員とも強い御主張であったようになります。これに対して当局のものとはつきした説明をお伺いしたいのです。

○太田國務大臣　はなはだ恐縮でござりますが、私、その速記をまだ見ておりませんでございますが、われわれが今回合併促進法を九月で切つて、新たに建設促進法をもつてせんとする立場を申し上げれば、御了解できるかと思ひます。

うものを主にしてお願ひしたつもりでございます。

第二は合併について、なかなか県境から――これは実は私の県にあるの

です。

ですが、問題などあり、これをどうす

り方には非常に手かるかつた少しだけ

しかった、行われなかつたのではな

いが、その通りに私は思います。これ

は決して立場において前任者のやり方

と言わしていただきたいと思います。

○亀山委員　非常にりっぱな御答弁な

ました互いに腹を探り合つてやつたよう

な合併もござりますので、ここで再び

新しく一つになつた、新しい一つのそ

の村が、その町が、その市が、どう

やっていつたらしいかということは、

やつていつたらしいかといふことは、

早々の際に考えて、もしそにそこにつ

てもありましたならば、考え直して、

新しく一つの団体として伸びていく道

の計画を作るのがほんとうではない

か。この点につきましては、よく世間

にも非難のありました通り、今まで國

やその他の面の援助、協力が足りな

かったではないか、こういうようなお

言葉もござりますが、今回この法律を

新たにして、新たな五ヵ年計画によ

りまして、こういう方向を立てるとと

もに、各省その他関係方面に援助して

もらうという点をはつきりいたしまし

て、そうして予算等におきまして、

も同じようにまた美辞麗句を掲げられ

たか。羊頭を掲げて狗肉を売るという

ような批評も出ている。今度の新市町

村建設促進法では、先般北山委員及び

中井委員もおっしゃいましたが、今度

も同じようにまた美辞麗句を掲げられ

ているのではないか、その間に各省と

の間の連絡は十分あって、今度はほん

とうに前のような非難がないかどうか

か、一つその点をまずお伺いしたい。

次に合併町村については、先般の委員会でも、生田委員からいろいろと例

の断食の問題もありましたが、現に永田委員もけさほど、すいぶん御郷里の

自分のおられる町村の合併問題で、実

際で弱っておりますが、そういうものも実は自分の郷里にすいぶんこういう

問題がございまして、ことに県の境を

越えての合併問題等、これは相当に深

い問題でございまして、それでいい

ではないか、かように考えましたの

で、法律を新たにし、また協力の面も

今まで怠つておった面のないよう、

何とかしてこのでき上つたものやつ

ていいみたい、こういう意味で別の取扱

すが、何といったしましても合併いたし

ます。従つてそれを前のと切り離すこと

を持つてゐるのか、それもこの際、一

つお話し願いたいと思います。

○亀山委員　非常にりっぱな御答弁な

ました互いに腹を探り合つてやつたよう

な合併もござりますので、ここで再び

新しく一つになつた、新しい一つのそ

の村が、その町が、その市が、どう

やっていつたらしいかといふことは、

やつていつたらしいかといふことは、

早々の際に考えて、もしそにそこにつ

てもありましたならば、考え直して、

新しく一つの団体として伸びいく道

の計画を作るのがほんとうではない

か。この点につきましては、よく世間

にも非難のありました通り、今まで國

やその他の面の援助、協力が足りな

かったではないか、こういうようなお

言葉もござりますが、今回この法律を

新たにして、新たな五ヵ年計画によ

りまして、こういう方向を立てるとと

もに、各省その他関係方面に援助して

もらうという点をはつきりいたしまし

て、そうして予算等におきまして、

も同じようにまた美辞麗句を掲げられ

たか。羊頭を掲げて狗肉を売るという

ような批評も出ている。今度の新市町

村建設促進法では、先般北山委員及び

中井委員もおっしゃいましたが、今度

も同じようにまた美辞麗句を掲げられ

ているのではないか、その間に各省と

の間の連絡は十分あって、今度はほん

とうに前のような非難がないかどうか

か、一つその点をまずお伺いしたい。

次に合併町村については、先般の委員会でも、生田委員からいろいろと例

の断食の問題もありましたが、現に永田委員もけさほど、すいぶん御郷里の

自分のおられる町村の合併問題で、実

際で弱っておりますが、そういうものも実は自分の郷里にすいぶんこういう

問題がございまして、ことに県の境を

越えての合併問題等、これは相当に深

い問題でございまして、それでいい

ではないか、かように考えましたの

で、法律を新たにし、また協力の面も

今まで怠つておった面のないよう、

何とかしてこのでき上つたものやつ

ていいみたい、こういう意味で別の取扱

すが、何といったしましても合併いたし

ます。従つてそれを前のと切り離すこと

を持つてゐるのか、それもこの際、一

つお話し願いたいと思います。

○亀山委員　非常にりっぱな御答弁な

ました互いに腹を探り合つてやつたよう

な合併もござりますので、ここで再び

新しく一つになつた、新しい一つのそ

の村が、その町が、その市が、どう

やっていつたらしいかといふことは、

やつていつたらしいかといふことは、

早々の際に考えて、もしそにそこにつ

てもありましたならば、考え直して、

新しく一つの団体として伸びいく道

の計画を作るのがほんとうではない

か。この点につきましては、よく世間

にも非難のありました通り、今まで國

やその他の面の援助、協力が足りな

かったではないか、こういうようなお

言葉もござりますが、今回この法律を

新たにして、新たな五ヵ年計画によ

りまして、こういう方向を立てるとと

もに、各省その他関係方面に援助して

もらうという点をはつきりいたしまし

て、そうして予算等におきまして、

も同じようにまた美辞麗句を掲げられ

たか。羊頭を掲げて狗肉を売るという

ような批評も出ている。今度の新市町

村建設促進法では、先般北山委員及び

中井委員もおっしゃいましたが、今度

も同じようにまた美辞麗句を掲げられ

ているのではないか、その間に各省と

の間の連絡は十分あって、今度はほん

とうに前のような非難がないかどうか

か、一つその点をまずお伺いしたい。

次に合併町村については、先般の委員会でも、生田委員からいろいろと例

の断食の問題もありましたが、現に永田委員もけさほど、すいぶん御郷里の

自分のおられる町村の合併問題で、実

際で弱っておりますが、そういうものも実は自分の郷里にすいぶんこういう

問題がございまして、ことに県の境を

越えての合併問題等、これは相当に深

い問題でございまして、それでいい

ではないか、かように考えましたの

で、法律を新たにし、また協力の面も

今まで怠つておった面のないよう、

何とかしてこのでき上つたものやつ

ていいみたい、こういう意味で別の取扱

すが、何といったしましても合併いたし

ます。従つてそれを前のと切り離すこと

を持つてゐるのか、それもこの際、一

つお話し願いたいと思います。

○亀山委員　非常にりっぱな御答弁な

ました互いに腹を探り合つてやつたよう

な合併もござりますので、ここで再び

新しく一つになつた、新しい一つのそ

の村が、その町が、その市が、どう

やっていつたらしいかといふことは、

やつていつたらしいかといふことは、

早々の際に考えて、もしそにそこにつ

てもありましたならば、考え直して、

新しく一つの団体として伸びいく道

の計画を作のがほんとうではない

か。この点につきましては、よく世間

にも非難のありました通り、今まで國

やその他の面の援助、協力が足りな

かったではないか、こういうようなお

言葉もござりますが、今回この法律を

新たにして、新たな五ヵ年計画によ

りまして、こういう方向を立てるとと

もに、各省その他関係方面に援助して

もらうという点をはつきりいたしまし

て、そうして予算等におきまして、

も同じようにまた美辞麗句を掲げられ

たか。羊頭を掲げて狗肉を売るという

ような批評も出ている。今度の新市町

村建設促進法では、先般北山委員及び

中井委員もおっしゃいましたが、今度

も同じようにまた美辞麗句を掲げられ

ているのではないか、その間に各省と

の間の連絡は十分あって、今度はほん

とうに前のような非難がないかどうか

か、一つその点をまずお伺いしたい。

次に合併町村については、先般の委員会でも、生田委員からいろいろと例

の断食の問題もありましたが、現に永田委員もけさほど、すいぶん御郷里の

自分のおられる町村の合併問題で、実

際で弱っておりますが、そういうものも実は自分の郷里にすいぶんこういう

問題がございまして、ことに県の境を

越えての合併問題等、これは相当に深

い問題でございまして、それでいい

ではないか、かのように考えましたの

で、法律を新たにし、また

務当局と、逐次慎重な協議を遂げたのでございます。その結果たとえば各省の要望によつて入れたものもたくさんござります。それからまたこの法律を前提にして、いろいろ予算も大蔵省も認めてくれたというようなものも実はあるのでござります。たとえば自治厅だけの経費は別問題といたしまして、文部省の方の要望がある。現に合併市町村では、もつとこれに関する立法を整備したら、どうだという意見も要望も強く出ておるはずでございます。ともかくもそのきっかけの基礎を、この法律で入れることにいたしたわけでございます。それからなお電電公社、これはかねてから問題になつておったわけでございますが、通信局等の統廃合の問題につきましても、これは電電公社の御希望もありまして、特に計画的に加入区域の変更等について必要な措置を講ずるような規定を入れたのも、それでございます。それから郵便局の区域の調整の問題などもそれでござります。

は十分新市町村において受け入れ態勢になつておるのでございます。その他いろいろな各省関係の条文につきましても、各省政府の要求によりまして入れた問題がございまして、ともかくも各省厅とも市町村を相手にして、主として行政をやつておる部面におきましては、この新市町村建設促進法といふものを一つの足場にして、なおそれぞれの各省関係の仕事を伸ばしたいという強い希望もございまして、われわれとともに相協力して、その方向に問題を進めていただきたい、そういうふうに存じておるのをございます。この法律の制定によりまして、各省の協力が一段と進むということは、私は十分に期待できると思うのでございます。あとはただ国の財政力という絶対的なワクの問題はございますが、各省の気持はきわめて積極的に協力願えるものと存じておるわけでございます。

合併に伴う世論の問題として十分調停、あっせんをして、事をさばいていく必要がある。そういう意味の合理的な方策というものを考える必要があるのではないか。それが一つの問題、それとともに今後積極的になお町村合併を進める上において、あるいはそれに関連して一部分村の問題がからむ場合においておきましても、そういう問題があるのを合理的に進めていく方策を考えるのもこの紛争の調停、あっせんというものでございまして、それにつきましてはこの規定でそういう方策を考えたのでござります。

それからさらにもう一つは、町村合併につきましては県で合併計画を作っておりますが、この合併計画は、それぞれの県の立場を基礎にして、各方面の意見を考えてやつたのでござりますから、大筋においてはもちろん合理的にできているであろうと思いますが、それぞれ合併の進捗に伴いまして、いろいろな問題も出てきている現実的な調整の必要もございまして、計画につきましても場合によっては再検討すべきものがあるだろうと思うのでござります。そういう点も考慮いたしまして、今後合併を進める場合におきましては、その合併計画そのものに場合によきものがあるだらうと思うのでござります。そういう意味におきましては、全国的なめどにおきまして総合的に調整する必要があるうと思うのでござります。それは当然この段階になれば、中央にも審議会の意見を聞くとともに中央にも協議して、そして最終的に、合理的な

案の調整もはかるよう考へたのでござります。  
こういうわけで新市町村の建設育成につきましても、なお不十分のそしりがあるかもしませんが、われわれといたしましてもできるだけの考慮を払って手を尽すとともに、合併に伴う問題、またなお今後残る合併を円滑に進めていく問題等につきまして、できるだけの配慮を尽しまして、この法案を作ったのでござります。今の大勢としては、ともかくも新市町村をどう育成していくかということに最重点を注ぐとともに、その合併に関連する残余の問題につきましての合理的な仕上げというものを円滑にやっていきたい。そういう両面の配慮を込めまして、この促進法を作ったのでございまして。

を、それはあとで事情が非常に変る。しかも、それを簡単にこの協議会なしではあるまい。かりにそれは変えなければならぬとすれば、町村議会があるのだから、それにやらしてはどうか、こううような御質問だったと思うのですが、その点をこの際、もう一度はつかりお伺いしたいと思います。

○小林(興)政府委員 第一点の林野年金との問題、これはごもつともでござります。それで今度の改正につきましては、一番折衝に力を入れたのは林野年金との関係でございまして、これはなまいろいろ注文はあるうと思ひますが、今度の改正で向うと話をつけました概要を申し上げたいと思うのでござります。

その一つは要するに、払い下げを受ける条件を町村として受け入れ得るというにする必要がある、その一つの問題だらうとは今の売却代金のきめ方の問題だらうと思想します。これにつきましては、時価を割つて値を下げて時価より安く買ふという問題が、実は一つ議論になつたのでござります。しかしながら今回のお話し合いではその結論が得られませんでした。その趣旨は、現在でも国有资产を公用とか公用に使う場合には、時価より安く、場合によつては無償で譲渡する道がござります。しかしながらこのわれわれの新町村への払い下げは、むしろ新町村の基本財産として、營林財産として育成強化をしていくというのが趣旨でございまして、それが直ちに今の公用とか公用に使う場合ならば、現行の国有资产法の建前で十分にそれはできる。しかしながら、こういう形で營林財産として町村

の基本財産として、長久の財源として育成をしていくのに適正な手段を割つてやるということは筋が通らぬじやないか。しかしながらそれは払い下げを受けても、直ちに多額の金を払う能力はもちろんありませんから、そこで問題は、むしろその金の償還の方法をどうするかということと、もう一つはその利子をどうするかということで、解決すべきじゃないかということになりまして、この点はわれわれといたしましても、これは一理ある議論だと思うのでございます。そこで、手段として適正な価格で買うが、償還の方法をゆとりをもつて償還できるようになります。どうせ山のこととござりますから、逐次木が売れていくわけとございますが、その範囲内で償還できれば問題は片がつく。そういうことで、従来の法律におきましても、実はそういう趣旨で五カ年間据え置き、十五カ年間賦課という条件をつけたのでございました。しかしながら従来の条件ではこれはなお足らない。それで、据え置き期間は五カ年にしますが、償還期間は二十カ年間に延期することに林野局の了承を得たわけでございます。

それともう一つは、利子が高過ぎる

じやないか。利子は現在六分五厘になつております。国有財産一般の原則

との問題もあって、ずいぶん議論があつたのでございますが、この利払いに非常に苦労いたしておる。山が十分に売れる状態ならば、ちつとも問題ないでござりますが、このごろ木材の値段が必ずしもうまくいかない。そういう事情もありましてこの利払いに苦しんでおるわけでございます。そこでその点を考えまして、六分五厘というの

は伐採期に入った山ならば無理もないが、山によつてはまだ適齢期に達しておらぬものがある。そういうものは当然にその実情に合ようにせぬといかねます。しかししながらそれは払い下げを受けても、直ちに多額の金を払う能力はもちろんありませんから、そこで問題は、むしろその金の償還の方法をどうするかということと、もう一つはそ

の利子をどうするかということで、解

決すべきじゃないかということになりまして、この点はわれわれといたしま

しても、これは一理ある議論だと思うのでござります。そこで、手段として

適正な価格で買うが、償還の方法を

ゆとりをもつて償還できるようにな

ります。しかし利率まで政令で書

くのも、従来の国有財産全般の扱いか

ら無理じゃないかということで、政令で

率までは書かずに、利率は実際の運用

で考えてもらうつもりですが、その山

の木の樹齢に応じて、五分五厘にする

なり四分五厘にするなり、その裁き

をいたしまして、そして木の実態に合

うようにいたそう、こういうことで林

野局との話をついたのでござります。

これでもって一つ国有林野のありよう

を考えてきた。なおこれはもう一つ

重大な問題は、これを現行の規定でこ

れ以上に問題は、これが北山委員もか

つだと存ずるであります。その点を

に調節をいたしたいというのが、今回

の改正の大きな実益のある問題点の一

つだと存ずるであります。その点を

一つ御了承願いたいと思います。

それからもう一つの問題は、市町村

における新市町村建設審議機関の問題

でございまして、これは北山委員もか

ねてから、そういう御議論のよう聞く

お話をついたのですが、北山委員もおっしゃ

いました通り、問題がないわけではございません。われわれの今回の改正で

は、先ほど大臣が申されました通り、そ

しておられます、それはやはり新しく

なった一つの町村で、もう一層見直

して、そのままいいものもちろん

少くありませんが、それとともに、や

はり一つになつたら一つになつた立場

で必要な調整を加えていくべきものも

あります。そのままいとこどもにもう

いろいろな批判がございまして、それで

山について、その管理が適切でないす

ぐに売り払つたりなんかするとい

うあります。その払い下げを実は受けていることで

あります。その払い下げを受けました

以上は問題は、国有林野整備臨時措

置法でその前数年間に十万町歩以上の

山の払い下げを実は受けていること

あります。その払い下げを受けました

山の払い下げを実は

ちろん参加していいと思いますが、そういう各種機関、各種団体その他の町村内全体の総知恵を入れて問題を審議検討し、並びにその実施につきましても、それぞれの機関、団体がそれを立場で相協力をしていく、いわばそういう町の総动员態勢という形で事を進めていかなければ、新市町村の建設などといふものは、恒久にわたってできるものではない、こういう考え方で立脚いたしております。

○亀山委員 私は北山さんの御質問の時間を奪つてもあれですから、一応この辺で打ち切ります。

○吉田(重)委員 今のは建設計画のことに関連しまして、農林省で農漁村の建設設計画を立てられておることを聞いております。その内容については、まだおられます。その内容について、まだ私たち承知いたしておらないのでござりますが、この新市町村建設計画を進めしていく上に、非常に関連性の深い問題ではないかと思うのでござります。これについては省と省との了解と申しますか、打ち合せももちろんありますから、そういう会との関連、緊密な連絡、そういうことによつて、この建設計画が効果的に実行に移され、能率が上がるというようなことが考えられるわけですが、その関連についてただいままでのお話し合いなり、またそれにに対する自治庁としての考え方なり、また実行に移す場合の具体的な方法等について、概略的でもよろしくうございますから、ぜひこの際承わっておきたいと思います。

でございまして、われわれも、農林省によって所管しておりますのは、新農山漁村建設計画画といふような名前になつておられます。そういうものの立案並びに実施の段階におきましては、新市町村計画画をもつて実施計画、実施要領といううのの作成に当つて参つたのでございまして、後設計画との関連を一番考慮いたしましたが、両省庁におきまして緊密な関連をして、両省庁におきまして緊密な関連をもつて実施計画、実施要領といふのの作成に当つて参つたのでございまして、す。それで農林省の新農山漁村の振興計画の基本的な問題は、新農山漁村の振興のために從来農林省から、いろいろな補助金もばらばらにたくさん出ておったのでございますが、これを総合的にそれらの地域の特殊事情によつて補助をする必要があるわけでありります。基本的な問題がございまして、われわれもこれはかねてからそうあるべきものだと主張いたしておつたのでござります。そこでそういうことに今度踏み切りをいたしたわけでございまして、それぞれの地域の特殊事情に合つた一体的な計画を基礎にして、そこでの農林漁業等の生産施設とかあるいは技術の改良とかあるいは生産品の加工販売、その他の問題につきまして総合的な補助をやろうということになつておるのでござります。これはまさしくわれわれの考えております新市町村建設計画の、ことに農村漁村部門における一環になるわけでござります。われわれの新市町村建設計画は新市町村総合的農山漁業部門を中心にして集中的に、細部にさらに実施計画を作るこどは、これは当然考へられる問題だと思ふ

うのでございます。計画が両者をございましてはいかぬのでありますて、この計画をあくまでも建設計画と一体的に作成するということが基本でござります。それがためにまず前提になつておる区域をどうきめるかという問題がございまして、その区域の決定が新市町村の区域とでたらめになつては非常に困る。そこで新市町村の区域といふもの頭に置きながらやる。しかし農村部門と都市部門どありますので、全市町村一計画といふことも、事業の性質上は適当でない場合もあり得るのであります。いざれにしろその区域が、新市町村の計画と一致する必要がありましても市町村で、区域の決定につきましても市町村の意見を聞いて、そうして知事といふしましては考慮する建前になつておることでござります。

それでこれはそれぞれの現場において、  
具体的な計画を調節して一體的に行  
るということが基本でございまして、  
そういう前提で円満な協調をして、  
だのないよう連携のとれるよう努  
めをいたしておるわけでござります。  
県の段階におきましては、そういう方  
え方で指導をしてもらうように、県内  
段階における審議機関も一体化する  
ころの方策を考えてやつていただき  
うに、現地に連絡をいたしておる次第  
でございます。

にお伺いします。先ほどもお話をございましたが、昭和二十八年から町村合併が始まって以来、町村合併についていろいろな批判があるわけあります。ある人の意見によると、町村合併主義をとったから、そういうような政府が三ヵ年計画というようなことで、しゃにむに計画の達成のためにいろいろまずいことが起つておる、ういうような意見があるわけであります。ところが、先ほどの長官のお話でありますと、さらに未合併町村については、来年の三月まででもつて完了したいという目標でこの法案を出してもらつたらしいです。未合併町村といふのは約千九百くらいあるというお話をあらましたか、これは何しろ合併に残つたのではないか、こういうふうな感じをするわけです。未合併町村といふのは、それを来年の三月を目標にして合併を進めること、これは今までの拙速主義にさらに輪をかけた拙速主義をやつて、合併に対する批判、それからいろいろなトラブルが今まで以上になって感じております。さつき私ちょっと深刻になつてくるのではないか、こゝいう気がするのですが、その点については長官どういうふうにお考えでしょうか。



あればあるほど、この合併問題、新しき村、新しき町の建設ということが、この際特に痛切に感じられる次第でございます。私は、批判の点を弁解するよりも、さらにそれを直してよきものにする、こういう意味におきまして幾多の点を考えなければならぬ、それはこういった新しい見直した計画でいくよりほかない。もちろん先ほど申しましたように、私どもの知った範囲ではうまくいっておるところもござりますから、これをどうこうといふことはございません。北山委員の言わされました点はそれ以外にも——青森県の鶴田町以外にかような例は、あるまい茨城県ですとか、方々にあるのでござります。そんな点は直さなければなりませんが、しかしいい点もござりますし、悪い点につきましては、新しい観点に立ちまして、新しい計画のもとにその建設を実行していきたい、かように考えておる次第でございます。

## ○北山委員長代理

今新しい計画とい

度実行されつつこの調整ができるといふのであれば、これはまた別でありますから、住民の期待した目的、ねらい、それがども、当初の建設計画がさっぱり実施をされない、されないままに調整をしなければならぬ。しかもそのうちの赤字の市町村のごときは、再建団体になってしまふといふような結果になりますから、このままに再建計画以上には出ないということになりますから、建設計画がほとんど再建計画に肩がわりをしてしまふといふような結果になりますが、見えられた計画、これを実施するにはどうするか、ねらいはよろしく、いよいよもって新しい意味の新発足ではなくて、むしろ合併当初の憲法であるいは関係町村の条約といふものがたな上げにされたという結果に、実際に問題としてならないを得ないのでないか。そうするならば、それは新しい計画による再発足ではなくて、むしろそういう今度の新しい法案の方針といふものは、町村合併関係の住民の失望をさらに増大するのではないか、こういふような心配を私はするのですが、長官はどういうようにお考えですか。

○太田國務大臣 私の言葉が足らなかつたのでござりますが、私どもがこういふお話をありました。先ほども建設計画といふものは、現在の合併促進法によれば、これはただ地方の市町村が作り上げた計画といふよりも、合併の際の町村の協議ででき上つておる。それから、作る場合には都道府県知事の意見も聞いておる。そうして政府に提出をされておる。政府は、内閣総理大臣は、これを関係各行政機関に通知をすれば、これが合併された計画と申します。従つてこれを作りかえるといふことならば、むしろそのこと自体が

すでに町村合併の初めの目標をこわしてしまうことであつて、これは住民の失望になるのではないか。それでもでございました。私は、この際特に痛切に感じられる次第でございます。私は、批判の点を弁解するよりも、さらにそれを直してよきものにする、こういう意味におきまして幾多の点を考えなければならぬ、それはこういった新しい見直した計画でいくよりほかない。もちろん先ほど申しましたように、私どもの知った範囲ではうまくいっておるところもござりますから、これをどうこうといふことはございません。北山委員の言わされました点はそれ以外にも——青森県の鶴田町以外にかのような例は、あるまい茨城県ですとか、方々にあるのでござります。そんな点は直さなければなりませんが、しかしいい点もござりますし、悪い点につきましては、新しい観点に立ちまして、新しい計画のもとにその建設を実行していきたい、かのように考えておる次第でございます。

○北山委員長代理 今新しい計画といふ話がありましたが、ところが建設計画といふものは、現在の合併促進法によれば、これはただ地方の市町村が作り上げた計画といふよりも、合併の際の町村の協議ででき上つておる。それから、作る場合には都道府県知事の意見も聞いておる。そうして政府に提出をされておる。政府は、内閣総理大臣は、これを関係各行政機関に通知をすれば、これが合併された計画と申します。従つてこれを作りかえるといふことならば、むしろそのこと自体が

のであります。もとの計画をぶちこわすというのではなく、もとの計画を実施するためにやるのでござりますから、住民の期待した目的、ねらい、そ

の計画そのものを実施に移されるようになります。なま私の方で国会にお配り下さいまして、私の言った言葉が足りませんでしたために誤解を引き起しましたならば、かように訂正しておく次第でござります。要するに各合併当該の町村が考えられた計画、これを実施するにはどうするか、ねらいはよろしく、いよいよもって新しい意味の新発足ではなくて、むしろ合併当初の憲法であるいは関係町村の条約といふものがたな上げにされたという結果に、実際に問題としてならないを得ないのでないか。そうするならば、それは新しい計画による再発足ではなくて、むしろ

いうのは、関係のところに通知はしておるのですか。個々の市町村の建設計画を……それを重ねてお伺いたします。

○小林(奥)政府委員 個々の市町村の分も来たのは、全部、法律の通りやりました。なま私の方で国会にお配りいたしましたように、総合的にまとまりましたならば、かように訂正しておく次第でござります。要するに各合併当該の町村が考えられた計画、これを実施するにはどうするか、ねらいはよろしく、いよいよもって新しい意味の新発足ではなくて、むしろ合併当初の憲法であるいは関係町村の条約といふものがたな上げにされたという結果に、実際に問題としてならないを得ないのでないか。そうするならば、それは新しい計画による再発足ではなくて、むしろ

は、どういうふうにお考えですか。○本田国務大臣 北山委員のお考えになった点は、実は私の最も躊躇した点であります。国勢調査と申しますか、人口の内容から見ましても、たしか市の人口が五割三分になつておるということが、今度の合併市町村における農民の不満となつて現われておるのではないか、こういうような感じがある。農林省の方からも要望があり、町村合併の推進本部からもそうだということになりまして、市内地と農村地帯が合併するようなります。

○北山委員長代理 ただいまの通知とお話をありました。先ほども建設計画のお話をありました。ところが建設計画といふものは、現在の合併促進法によれば、これはただ地方の市町村が作り上げた計画といふよりも、合併の際の町村の協議ででき上つておる。それから、作る場合には都道府県知事の意見も聞いておる。そうして政府に提出をされておる。政府は、内閣総理大臣は、これを関係各行政機関に通知をすれば、これが合併された計画と申します。従つてこれを作りかえるといふことならば、むしろそのこと自体が

は、特に農業の振興発達というものを中心に考えていかなければいかぬといふ趣旨のことを、明らかにいたしておるのであります。それでその後の予定のいろいろな市街におきましても、この点を配慮いたしておるのであります。特に合併で非常によい成績を上げておる町村などというものは、しばしば合併後の建設計画をやる場合に、一番僻遠の地域からやつっていく、回りからやつしていくという方策を現にとつておるまじて、中心の町を一番あとにし、回りの農村地帯というものを中心にまず建設計画を進めていく、そういうような配慮もしておるようなどころは、非常に調子よく事が進んでおるのあります。現在といたしましても、われわれといたしましてはその点の配慮を、常に注意いたしております。ただいま問題が起りますのは、やはり新市町村建設事業が、合併後最初やる仕事がおそらく学校とかその他公共施設とか、そういうものがたまつておるものですから、そこにすぐ手をつけまして、ほんとうの農民の基礎になる土地の改良とか、農道とか林道とか山道とかいう方面に、手が回る工合が思うように至らぬところに、そういう声が特にあるのだと思うのでございまます。この点はそういう団体の財政と仕事がいろいろこんがらかってきておるので、一度に実現できない部分が多くあります。やはり何いたしましても農村を中心としたところは、そういう基盤の上に立って、新市町村が発展すべきものでございますので、その点は十分考えなくちゃならないと存じております。それとともに、それにつきましては今北山委員の仰せられました通

り、そもそもそうした行政の場合に、町村というもののとのつながりというものが、だんだん薄れていっているじゃないか、そういう面がございまして、この点はわれわれ町村行政をやっておるものといたしましても、一番気にしているところでございまして、ややともするとそういう各農業団体が系統農業団体ごとに直結をする、地域団体として市町村の中でも、まず一体的にまとまっていくことが欠けるうらみのある場合もないわけじゃないのです。それでわれわれといたしまして、あくまでも地域社会として、その地域内において各団体各機関が一体的にやって、そしてそれぞの筋で上へつながる、こういう方向に持っていく必要があるうと思のでございまして、これがために新市町村の経営建設の計画というものを町をあげて総合的に作る、地域計画を作るということが経営上非常に大事な問題じゃないか。単に役場のやる仕事だけについて設計画を作っちゃ意味がないのでありますし、それとともにそうちした農業団体、漁業団体、林業団体その他の公共的団体の仕事との関連をも考えて、それぞれの分担を考え、地域社会全体としての発展を考えた計画というものを作っていく必要がある。そうしてそれぞれの分担に応じて協力していく必要があるということが、特に私は町村の経営において非常に大事な問題だと思うのでございます。今度の建設計画というものは、ぜひそういう立場で見直してもらいたい、またそういう立場で今後仕事を進めていきたいということを念願いたしておるわけでござります。先ほどの農山漁村の建設計画と

の調整の問題も、そういう問題にからみ合っておられます。それからなおこの間中井委員もおっしゃいました農業団体に対する補助などといふものは、であります。ただ町村を経由したらどうだといふ問題も、全くそういう問題と根本的にからんでおる問題でございまして、われわれといたしましては、どうして、もそういう方向に、現在でも自治法では、単に形式的に市町村は団体についての総合調整権といふものがありますけれども、これはいわば浮いておる場合がしばしばあるのでございまして、これを実態的に實際の仕事の上において結びつくようにしなければ、ほんと、うの自治の円満な発展といふものは期待したい、これは単に新市町村の問題というよりも、自治の根本に触れる基本的な問題だらうと願うのでございまして、この点につきましては、われわれといいたしましてもできるだけの力をいたしたいと思いますので、なおこれではわれわれだけの力では必ずしもできれといいたしましてもできるだけの力をいたしたいと思ひます。それで、国会の方面におかれましては、國政全般の問題でもござりますので、国会の方面におかれましては、國政全般の御協力をぜひお願いいたしたい、こういうふうに考えておる次第でござります。

合はもしも生産指導の団体であるとするならば、町市合併とその範囲をひとしくするということは、むしろその生産指導の単位としての範囲を逸脱しておるのじゃないか。だから町村合併にしても、それらの点もいろいろと考へて進むべき問題ではないか。ところが今のお答えは、そういうこともあるから、そういういろいろなものも含めた、地区内における団体のいろいろな活動等も含めた新しい建設計画を作らなければならぬという話であります。ところが自分の行政系統にないような団体のものを計画に入れてみたところで、それは宙に浮いた計画になるのです。もうすでに積雪寒冷地帯においては、御承知のように市町村の農業委員会が農業振興計画というものを作っている。ところがそれを市町村の仕事をとして実現するという手段を持たない。だからそういう計画はただ計画として眠つておるのである。やはり今度の新市町村もそういう意味の計画であるとするならば、それは実現性がない。実現される計画といふものは別個の計画であり、やはり新しい、しかも前の建設計画よりは縮小された計画を、また作るものだという結果になるのではないかと思うのです。しかしこれらの点はお話をすればたくさん問題がありますが、私はきょうは一応この程度にしたいと思うのです。

村合併促進法の三十三条の問題ですが、町村合併に関して地方自治法第七条第一項の申請があつた場合に、都道府県知事がその申請の日から四カ月以内に処分を行わないとときには、関係町村は議会の議決を経て、六カ月以内に内閣総理大臣に対し、審査の請求をした場合に、その二項で自治府長官が今度は意見を付して総理大臣に上申する、これの期限が書いてないわけです。それで今申請をしますと、四カ月というと九月になってしまふわけなんですね。今申請をしておるのですが、申請して四カ月握りつぶしておいて、もう一週間か十日すると、それが切れてしまふわけなんです。そうすると、もうこの法律がなくなってしまうわけですね、申請をしたことが無効ということになるのじゃないかと思うのですが、今お伺いすることは、自治府長官が何日以内に総理大臣に申請をするかという規定がないために、そのところをどういうふうに解釈したらいいか、また内閣総理大臣がさらにそれについて決定をする場合に、その日にちもないわけです。それで九月が終つてしまつたあと、これはどういうことになるのか、その解釈を一つお願ひします。

あるだうだと思います。そういう場合には特にこの特例を設けておいたのですが、ございましてが、総理大臣に来た場合に、自治庁長官は総理大臣に上申するというのでござりますが、この問題は、実際は町村合併の問題でございますから、一自治府長官が処分をしてはいかぬ、行政の最高責任者である総理大臣の処分として必要な措置をやるべし、こういう考え方でできてるものでございます。しかし実際の仕事は、いかぬ、行政府の仕事は、ございません。これは全然ないわけでもない。二十九条の三項に一部関係のある規定はございますが、その経過規定促進法案にはこうした規定は作ってございません。そのままないのでございます。これはこの法律の施行を考えまして、自治庁におきましては期間に制限がございませんが、ここに書いてあります通り、知事の意見を聞いたりする必要がございますので、知事の意見を聞くときには議会の意見もあわせて聞く必要がありますが、これもございます関係もあって、期間にどもございます。けれども、期間に制限がないのでござますが、当然に行政上の措置といたしまして、法律の施行期限等も考慮に入れながら、これも適当な措置をとることになるのだろう、こういうふうに考えております。内閣総理大臣ももちろんそういう趣旨でその事件を扱われるものと、われわれは考えておる次第でございます。

○永田委員 それからもう一つ、それと同じことなのですが、今度の内閣総理大臣と村建設促進法案について二十八条のとくろなんですが、都道府県知事が来年三月三十日までに内閣総理大臣と協議して、今度関係町村に勧告をしてみますと、これについても、知事がなければならぬという規定がありますけれども、どうも私の方の町村で考へてみると、これについても、知事があるいは勧告をしないで握りつぶすするような感じがするのですが、そういうふうな感覚がするのですが、どういった場合には、どういたらいいですか。

○小林(異)政府委員 これはむづかしい問題でございまして、こう書いておけば知事はそんなことをすることはないとと思っておりますが、この規定の趣旨は、要するに合併が九月一ぱいに終らなかつた、それで幾つかの町村が残つた場合には、先ほど来いろいろの議論がありましたが、要するに合併計画自体に無理があつて、再検討を要すべきものもあるかもしれません、もうべん考え直して、ほんとうに合併計画を作つて、どうすべきかといふことを検討をして、そうして新しい合併計画を作る、その場合に、中央にも相談をして、全国的にもうべんスクリーンをして、合併計画を作つて、そうして事後の手続を進めたい、こういう趣旨でございます。それでございますから、知事といたましましては、残つた町村は、もう全然合併の必要がないんだというう態になれば、もちろんそういう必要がないのでございます。しかしながらそ

れにつきましては、地方といたしましては、どうしてもどうせ関心を持っておりますので、たれが考えてもこの条件に該当するというようなものがあれば、知事の責任上必要な措置をとられるに違いない、こういうふうに考えております。

○永田委員 もう一つだけ伺います。今度の法案の新市町村建設促進審議会の第二十条のところですが、これのメンバーを見ておりまると、二十人以内となっておる。これは今までの審議会よりも数がだいぶふえているようだと思うのですが、この中に具体的に書いてあるところのどういう人を審議会の委員にするかという中に、県会議員が除いてあります。今までの町村合併促進法の中にはまつ先に書いてあるのですが、この県会議員を抜かしたのは、どういうわけなんですか。

○小林與(小林與) 政府委員 これは現行法では実に員数の制限がございませんで、条例にまかしております。そこでこれは中井委員もときどきこの点についてお話をありましたが、県会議員全部を入れるということは、数十人で作っておる審議会などもありまして、かえって運用上いかがかという点があつた部面も実はあるわけでございます。今度はむしろ建設計画を審議調整をして、建設を促進をしていくというところに重点がありますので、あまり員数を自由にしておくのもいかがかと思って、二十人と一底制限したわけでございます。ここで、この員数の中の委員の人選の問題につきましては、この前の案では、それぞれの諸団体の推薦するものとのか、教育委員会の推薦するものと

いうふうにこまかく書いてあつたのですが、これは建設計画を促進する立場から考へました、あつたのであります。それで、このままく書く必要はないじゃありませんが、なるべく大ざっぱに簡素の規定を設けようということの観点でいたしかねるのでございます。それで、これはまだお読みの方の問題で、いつか北山委員からおしゃりを受けたこともあるのです。が、國の地方行政機關の職員のうち、これは国ですから問題は別として、当該都道府県の職員という場合には、議会の議員も入れたり、一般的の職員も入れたりしますので、そのところから入れてもよし、さらに学識経験を有する者のうちから学識経験者として県の議員を入れてもよし、これは当然県会議員を入れておきますと、またほかのいろいろな団体も一々ここへ書くというような問題がありまして、なるべく規定を簡素にして、実際に合うように入数を考えたらどうか、こういう趣旨でございます。

○小林異(?)政府委員 これは從來の  
併審議会の場合に、県会議員が入った  
永田委員がおっしゃいましたような  
評を聞いた事例もないわけじゃござ  
いません。しかしそれだから県会議員  
入れぬという趣旨で、これを作った  
では全然ないのでございまして、な  
べく規定を簡単にしておこうじゃない  
かという気持だけでござります。市  
村の方を入れたのは、これは県の機  
関じゃなく、市町村の機関でございま  
から、そこで市町村の機関は市町村  
設のためにやるのだから——これは  
まことに長と議員と市町村の職員とい  
わけにいかぬ、市町村から入れれば  
当然議会の代表者が町村の代表者だ  
ら、議員及び長と書いてあるだけ  
す。その用語が適當でないといふ御  
論もいろいろありましたが、そうい  
用例もありましたしするので、こう  
うことになったしたのでござります。  
○北山委員長代理 本日はこの程度  
いたしまして、これにて散会いたし  
す。